

龍ヶ崎市告示第186号

龍ヶ崎市自転車用ヘルメット着用促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年9月21日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市自転車用ヘルメット着用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車利用者のヘルメットの着用の促進を図り、交通事故の防止及び被害の軽減を図るため、予算の範囲内において龍ヶ崎市自転車用ヘルメット着用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車利用者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき龍ヶ崎市の住民基本台帳に記録されている者であって、自転車を利用するものをいう。
- (2) ヘルメット 自転車に乗用する際に着用し、頭部を保護する目的で製造され、SGマーク、JCFマーク、CEマーク、GSマーク、CPSマークその他市長が認めたもの（以下「安全基準」という。）の認証等を受けた新品のヘルメット（通学用、工事用、バイク用その他市長が不相当と認めるものを除く。）をいう。
- (3) ヘルメット販売事業者 市内においてヘルメットを販売する事業者をいう。
- (4) 点検整備 公益財団法人日本交通管理技術協会（以下「協会」という。）の登録を受けた市内の自転車安全整備店において、協会が実施する自転車安全整備技能検定に合格した自転車安全整備士によって自転車の点検及び整備を受け、当該自転車に協会が定める自転車安全制度に基づくTSマークを貼り付けることをいう。

- (5) 保険加入 自転車利用者を被保険者として、1年以上の加入期間がある傷害保険、個人賠償責任保険その他市長が認めた保険に新たに加入すること（点検整備を受けたことにより付帯する保険の加入を除く。）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、自転車利用者又はその保護者とする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ヘルメット販売事業者においてヘルメットの購入に要した費用（1個分に限る。）であって、令和5年4月1日から令和8年9月30日までに購入したものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、2,000円を上限とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 市長は、補助対象者がヘルメットを購入した日（以下「購入日」という。）から次条に規定する補助金の交付申請の日までに次に掲げる事項を実施したときは、それぞれ500円（以下「加算額」という。）を、前項に規定する補助金の額に加算することができる。

- (1) 点検整備
- (2) 保険加入

3 補助金の交付は、自転車利用者1人当たり1回に限るものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、購入日から起算して6月以内に、龍ヶ崎市自転車用ヘルメット着用促進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) ヘルメットの購入に係る領収書等（商品名、購入金額、購入年月日及びヘルメット販売事業者の記載があるもの）の原本
- (2) ヘルメットの概要が分かるもの（メーカー名、商品名及びヘルメットが安全基準の認証等を受けていることが記載されているもの）

の写し

- (3) TSマーク付帯保険加入書の写し（前条第2項第1号に規定する事項を実施したことにより加算額を受けようとする場合に限る。）
- (4) 保険加入をしたことが分かる書類（加入した保険の被保険者の名義、加入年月日、加入期間等の記載のあるもの）の写し（前条第2項第2号に規定する事項を実施したことにより加算額を受けようとする場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、龍ヶ崎市自転車用ヘルメット着用促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、通知書にその理由を付さなければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の決定を取り消す必要があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、龍ヶ崎市自転車用ヘルメット着用促進補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により補助決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（報告等）

第9条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認める場合は、補助対象者に対し報告を求め、又は調査することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。
(令和5年度における補助金の交付申請の期限の特例)
- 2 令和5年4月1日から令和5年9月30日までにヘルメットの購入をした補助対象者に対する補助金の交付申請の期限における第6条の規定の適用については、同条中「購入日」とあるのは、「令和5年10月1日」とする。
(この告示の失効)
- 3 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
(失効後の経過措置)
- 4 この告示の失効の日以前に補助金の交付の決定を受けた者に係る第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。